

基金情報

No.157

平成27年2月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

平成26年度・主要事業概況

事項	1月末数	対前月増減数	事項	1月末数(累計)	
事業所数(件)	215	0	年金掛金	調定額(円) 1,530,221,598	
加入員数(人)	男子	4,153	-10	収納額(円)	1,520,301,078
	女子	2,086	-9	収納率	99.35%
	計	6,239	-19	事務費掛金調定額(円)	34,472,804
平均標準給与月額(円)	男子	339,780	-16	資産運用	信託資産額(時価) 308億2,632万円
	女子	232,663	209		修正総合利回り 11.71%
	計	303,965	104		ベンチマーク差 -0.07%
受給者数(人)	6,502	12	慶弔金の支給件数・金額	56件101万円	
平均年金額(円)	527,043	668	年金相談件数	496件	

第107回代議員会が開催されました

平成27年2月20日に第107回代議員会が開催され、次の議案について審議が行われ、全会一致で議決されました。

(議案事項)

1. 解散計画の策定について
2. 平成27年度の予算(案)について
3. 規程の一部変更について
4. 掛金の不納欠損について

解散計画の策定を議決しました。

■ 解散計画の概要

平成25年6月19日に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行日から起算して5年を経過する日までの間において、解散又は代行返上をしようとする場合は、当該解散に関する計画(以下「解散計画等」といいます)を厚生労働大臣に提出することができます。解散計画等を提出した基金は、当該解散計画に従ってその事業を行わなければなりません。解散計画提出後は、従来の財政検証(継続基準・非継続基準)に代えて当該計画における積立目標を達成することが可能かどうかを検証することとなります。

■ 解散計画策定の背景

- ・平成25年度決算において非継続基準に抵触しており、平成27年4月から特例掛金1.7%引上げが必要
- ・免除保険料の算出方法の変更により、免除保険料が現行3.8%から3.1%になり平成27年4月から現行より大幅に減少し掛金収入が減少

■ 解散計画策定の効果

指定年金数理人に解散計画のシュミレーションを依頼したところ、解散計画の基準をクリアすることができ、平成27年4月からの掛金の引上げおよび免除保険料の改定は不要となりました。

■ 解散計画の作成要領

解散計画書又は代行返上計画書には、次に掲げる事項について記載します。

- ア. 適用開始日、解散予定日及び解散に向けた具体的なスケジュール
- イ. 解散予定日における積立…責任準備金、最低責任準備金又は最低積立基準額の一定倍

- ウ. 事業及び財産の現状…計画策定時点で確定している直前の財政決算における実績
- エ. 積立目標の達成のために必要な具体的措置…積立目標の達成に必要な掛金及びその他具体的措置(予定している場合)
- オ. 具体的措置に伴う財政の見通し…年金数理人の確認及び署名押印

■ 解散計画におけるスケジュール

計画書には、解散に向けた具体的なスケジュールを記載しなければなりません。

- ・平成26年2月26日 第105回代議員会にて解散方針を議決
- ・平成26年3月28日 解散等方針議決報告書提出
- ・平成26年5月15日 記録整理につき連合会説明会実施、記録整理開始
- ・平成26年5月27日～平成26年6月5日 事業主向け解散に係る説明会4回実施
- ・平成27年6月予定 事業主向け同意に係る説明会を開始し平成27年9月30日を期限として事業主・加入員・労働組合の同意書提出依頼
- ・平成27年12月 解散認可申請予定
- ・平成28年3月 解散認可予定

解散の方針を議決した際、平成27年9月認可申請、平成27年12月認可の予定としておりましたが、連合会説明会の実施時期が5月にずれ込み記録整理の開始が遅れたことや80%近い基金が解散等の方針を議決したとのことで日本年金機構への記録の照会に3ヶ月から4ヶ月かかり、すべての回答がないと認可申請できないことから9月の認可申請は難しく12月の申請というスケジュールで解散計画を策定しました。

厚生年金基金解散後の代替制度の選択肢について

当基金としては解散後、確定給付企業年金等新たに制度を立ち上げることは、代行型であり一時金がなく特例解散を予定していますので難しい状況です。基金解散後の代替制度を検討されている事業所がございましたら、受託している信託銀行等をご紹介いたしますので当基金までご連絡ください。資料「厚生年金基金解散後の代替制度の選択肢について」をホームページ「解散関係」に掲載しましたのでご参照ください。

平成27年度の予算

平成27年度は次を重点事項として事業運営を行っていきます。

- 解散申請の早期化を行うため記録突合作業の円滑実施
- 解散に係る事業主、加入員の同意を得るための説明会等の実施
- 特例解散に係る受給者の年金額改定、通知書の送付実施
- 解散に向け掛金滞納事業所への更なる督促強化

予 算		総 則		単位:千円	
事 項		平成27年度 推 計 額	平成26年度 決 算 見 込 額		
年 金 経 理	収 入	3,629,000	5,573,000		
	支 出	3,527,000	3,480,000		
業 務 経 理	業務				
	収入	46,887	115,686		
	支出	146,466	71,968		
	福祉				
収入	18,322	14,426			
支出	18,322	14,426			
限 度 額	業務会計(事務費)	146,366	103,776		
	福祉施設会計(事務費)	14,364	14,262		
	繰入金	年金経理から業務会計	0	0	
		年金経理から福祉施設会計	0	0	
		業務会計から福祉施設会計	0	0	
	借入金	業務会計(短期)	0	0	
福祉施設会計(短期)		0	0		
福祉施設会計(長期)		0	0		

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

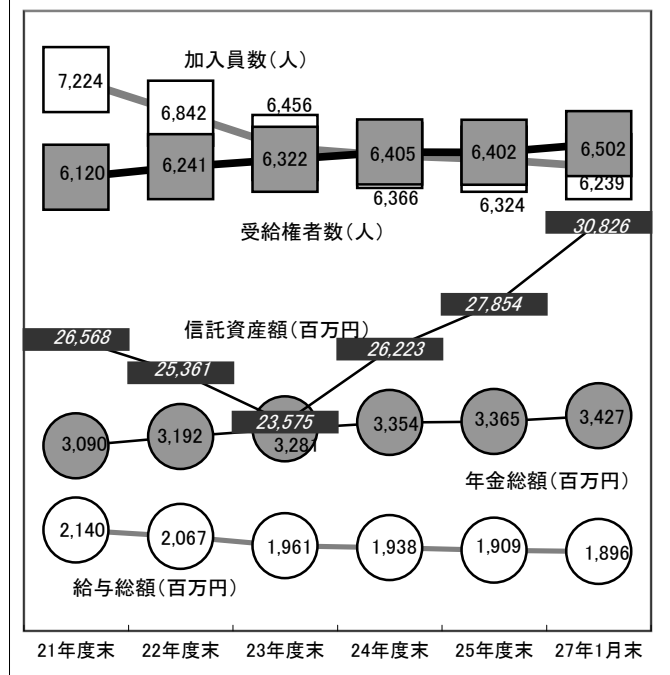
掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。
 納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。
 ≪口座振替銀行≫
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都市銀行、東京東信用金庫

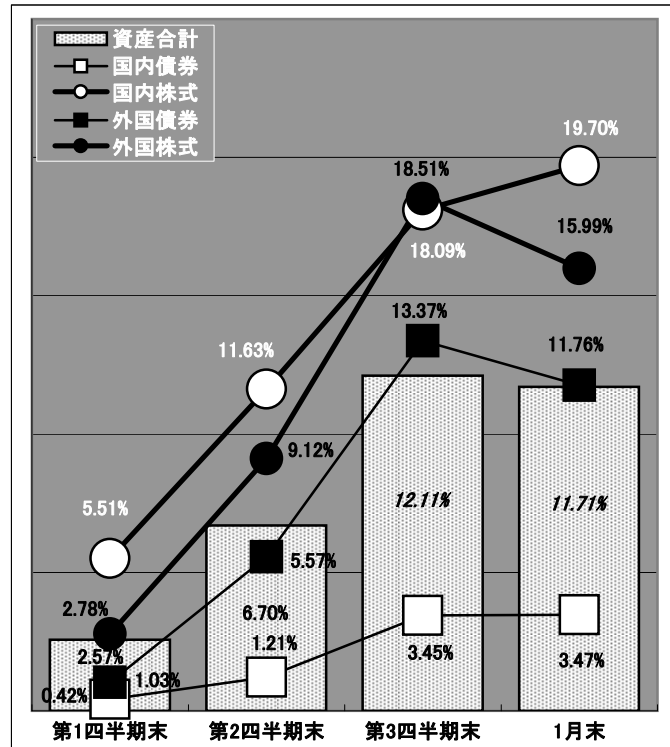
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。
 詳しくは当基金までお問合せください。

*** 2月分の掛金納入期限は、平成27年3月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成26年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご高覧いただけますようご配慮方よろしくお願い申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご利用ください
<http://www.glskkn.com>

3月の予定

13日 告知書(2月分)発送

※ 3月分の適用関係書類の〆切は4月8日です。